

令和6年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

日時:令和7年2月4日(火)午後2時～

場所:豊田市福祉センター2階 介護予防室

議事次第

1 開会・福祉部長 挨拶

2 令和6年度の協議会の進め方について

本資料(P.3)

3 議事

(1)豊田市成年後見利用促進計画の令和6年度取組実績見込みについて(報告)

本資料(P.4-21)

別紙1-2

(2)成年後見制度に関するアンケート調査結果について(報告)

本資料(P.22-23)

(3)令和7年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について(協議)

本資料(P.24)

別紙3

(4)令和7年度の協議会について(報告)

本資料(P.25-26)

<配布資料>

- ① 次第
- ② 席次表
- ③ 本資料 第1回会議本資料
- ④ 別紙1 とよた市民後見人養成講座 カリキュラム
- ⑤ 別紙2 送付先変更届(成年後見人等)
- ⑥ 別紙3 豊田市成年後見支援センター事業計画(案)
- ⑦ 意見書 ※委員のみ

令和6年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第3回会議

よりそい支援課
職員 ○

よりそい支援課
職員 ○

よりそい支援課
職員 ○

よりそい支援課
畠中担当長 ○

伊豫田副課長 ○

よりそい支援課
岡本課長 ○

福祉部
近藤副部長 ○

福祉部
水野部長 ○

豊田消費生活センター
古巣委員 ○

愛知県社会福祉士会
工藤委員 ○

スクリーン

＜オンライン参加＞

○豊田加茂医師会

榎本委員

○オブザーバー

名古屋家庭裁判所岡崎支部

平井主任書記官

野村裁判所書記官

事務局

事務局

豊田市成年後見支援センター
○ 中田副センター長

事務局

豊田市成年後見支援センター
○ 大地センター長

豊田市社会福祉協議会
○ 八木くらし応援課長

事務局

豊田市社会福祉協議会
○ 鈴木地域福祉推進室長

○ 山地委員

○自立支援協議会
阪田委員

愛知県厚生農業協同組合連合会
豊田厚生病院
○ 杉村委員

事務局

事務局

傍聽席

傍聽席

入口

会長
愛知県司法書士会
○ 川上委員

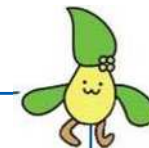
副会長
愛知県弁護士会
○ 松山委員

令和6年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第3回会議・本資料

令和7年2月4日（火）
豊田市 福祉部 よりそい支援課
豊田市成年後見支援センター



- | | | |
|---|--|-------------|
| 1 | 令和6年度の協議会の進め方について | P. 3 |
| 2 | 豊田市成年後見利用促進計画の令和6年度取組実績見込みに
ついて【報告】 | ・・・ P.4～21 |
| 3 | 成年後見制度に関するアンケート調査結果について【報告】 | ・・・ P.22～23 |
| 4 | 令和7年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について
【協議】 | ・・・ P.24 |
| 5 | 令和7年度の協議会について【報告】 | ・・・ P.25～26 |



第1回 (7/30)

- 豊田市における権利擁護支援に関する取組の現状について
- 次期計画の策定方針について
- 今後取り組むべき課題について

第2回 (書面)

- 身寄りのない方への支援のあり方について(死後事務レシピ集)【報告】
- 第3次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けたテーマ別ワークショップ「身寄りのない方に対する支援」の開催について【報告】
- 権利擁護基金を活用した身寄りのない方への支援事業について【報告】

第3回 (2/4)

- 豊田市成年後見利用促進計画の令和6年度取組実績見込みについて【報告】
- 成年後見制度に関するアンケート調査結果について【報告】
- 令和7年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について【協議】
- 令和7年度の協議会について【報告】

豊田市成年後見利用促進計画の令和6年度取組実績見込みについて

○ 令和4年度に行った計画の中間見直しによって、6つの重点取組に整理した。

重点取組	令和6年度の取組
① とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり	・ とよた市民後見人養成講座の開催 ・ 令和7年度の講座企画
② 身寄りのない市民等が入所・入院を含め地域で安心して生活し続けられる環境整備	・ 身寄りを頼ることができない方への支援のレシピ集の周知 ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践
③ 市民・多職種と連携した意思決定支援の普及	・ 各種ガイドライン等に沿った研修等の実施 ・ 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践(再掲)
④ 消費生活センターとの連携策の構築	・ 研修の継続実施とつなぎフロー作成等の仕組み化
⑤ 送付先変更に係る手続き事務のスマート化	・ 全庁的な手続き対応のあり方の中での検討 ・ 成年後見人による送付先変更のワンストップ申請の実施
⑥ 高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり	・ 重層全体で設置する支援調整フェローの活用

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (令和6年度養成講座の実施状況)



- 基礎課程を修了した75名のうち実務課程に進んだ54名及び令和5年度基礎課程修了者1名が全課程を修了。
- 修了生のうち、とよた市民後見人バンクへの登録を希望する44名に対し、バンク登録面接を実施予定。面接では、市民後見人として活動する上での心構えや意欲を聞き取り、バンク登録の適性について確認を行う。
- なお、今回面接を希望しなかった修了生については、来年度あらためて意向を確認する予定。

とよた市民後見人養成講座修了式

- 日程 令和6年12月21日(土) 午後4時から (実務課程6日目終了後)
- 修了者 55名
- 内容 豊田市長より、修了者に修了証書を授与

とよた市民後見人バンク登録面接

- 日程 令和7年1月25日(土)、2月8日(土)、2月22日(土)
午前9時30分から午後3時頃まで (各人15分程度)
- 対象者44名 (養成講座修了者のうちバンク登録の希望があった者)
- 面接官 法福連携推進協議会市民後見人育成部会員
(弁護士2名、司法書士2名、社会福祉士2名)
- 内容 面接官2名、センター職員1名 対 バンク登録希望者1名で面接し、市民後見人として活動する熱意や意欲、市民後見人としての自覚・公平性、対人支援で心掛けていること等を聞き取り、バンク登録の適性について確認を行う



【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (市民後見人養成講座修了生の活躍状況)

- とよた市民後見人養成講座修了生125名のうち、98名がバンク登録し、市民後見人の受任は33名となった（R6年度見込）。
- 54名のバンク登録者に対しては、市民後見人の受任に関わらず、意思決定フォロワーや後見一座（後見の啓発を行う市民の任意組織）といった違う形での権利擁護支援活動、地域活動やボランティア登録など、様々な場で活躍できるように支援している。
- また、令和5年度には、修了生から介護サービス相談員に応募があるなど、豊田市においては、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の活躍に関する裾野が広がっていると考えている。

市民後見バンク登録

市民後見人受任実績

その他の活躍状況 ※各活動者間での重複あり

とよた市民後見人
養成講座修了生

125名

※R1～R6の5期分

登録者

98名

※うちR6は44名（見込み）

登録・更新なし

27名

※修了生のうち、バンク登録しない人や登録更新しなかった人は、フォローアップしていないため、活動状況を把握できていない。

受任あり

被後見人等 **38件**
市民後見人延べ **33名**

※市民後見人5名が被後見人等の
2人目の支援を実施している
※R6.1時点では実人数で
26名が受任している

R6登録でまだ受任
調整の機会がない方
44名

受任なし
(R5までの登録者)
22名

※受任しない主な理由として、「仕事で多忙」や「自身が高齢だから」を把握している。

意思決定フォロワー登録

24名

後見一座

9名

地域活動（過去含む）

34名

ボランティア登録

2名

介護サービス相談員

1名



【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について (令和7年度事前説明会)



- 豊田市において、権利擁護支援や意思決定支援の視点を養った市民の裾野が広がっている状況をさらに推進することは、地域共生社会の実現につながる。
- このことから、令和6年度同様、令和7年度も市民後見人の担い手養成のための事前説明だけでなく、広く市民に権利擁護の啓発を図ることも目的として明確にし、「権利擁護推進市民向けシンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会」として開催する。

○ 令和6年度 権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会

日時	テーマ	講師	参加実績
6月29日(土) 午後1時30分～ 午後4時30分	「本人が決める」を地域で支える ～地域共生社会に向けた 意思決定支援の推進～	[シンポジスト] ・豊田加茂医師会 会長 加藤真二氏 ・日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長 福島健太氏 ・とよた市民後見人(兼) 意思決定支援フォロワー 鳥巢美恵子氏 倉田真澄氏 [コーディネーター] ・同志社大学 教授 永田祐氏	296名 

○ 令和7年度 権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会

日時	テーマ	講師
5月24日(土) PM	検討中 ※身寄りや意思決定支援を想定	調整中

※チラシは「シンポジウム兼事前説明」用と、「市民後見人養成講座」用の2部を作成し、展開。
令和6年度に引き続き、広報とよたやSNS、ホームニュース掲載を実施。加えて、新たに新聞折り込みも実施。

【重点取組①】とよた市民後見人の育成・共働について

※参考 令和7年度養成講座と活躍先のフロー



○ 令和4年度に養成講座の内容等を見直し、令和5年度に実施。令和6年度、7年度の3年間は同じ内容で実施する。

○ 令和7年度シンポジウム 兼 事前説明会後の市民の活躍のフロー

権利擁護推進市民向けシンポジウム 兼 とよた市民後見人養成講座事前説明会[5月24日(土)午後]

基礎講座 (1, 270分)

7月19日(土)～10月18日(土)の7日間

実務講座 (960分)

11月1日(土)～12月20日(土)の6日間



市民後見人バンク登録

(仮称) 身寄りを頼ることの
できない方に対する支援事業
日常生活支援(見守り&意思決定支援)
講座内容検討中

意思決定フォロワー



個別ボランティア相談
随時

その他ボランティア活動

【重点取組②】身寄りのない市民等が入所・入院を含め 地域で安心して生活し続けられる環境整備



- 「身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集＜死後事務編＞」について、＜救急搬送編＞とともに市ホームページに記載。
- 豊田市成年後見支援センター主催「身寄りのない方への支援」のワークショップにおいて、レシピ集＜救急搬送編＞＜死後事務編＞について周知を行った。まず各部会員が所属する団体等の中で、その後は関係機関へ周知が進むようにしていく。
- 今後は、豊田市成年後見支援センターの（仮）身寄り事業において身寄りを頼ることができない方の支援について検討をしていく予定。身寄りのない方の支援のあり方検討部会としては終了とする。

令和3年度

課題が生じる場面の整理

- 入院・入所・救急搬送・賃貸契約・死後の場面に困りごとが発生とするとの整理を行った。

令和4年度

具体的な困りごとの整理

- 身元保証人がおらず契約ができない
- 普段の買い物等対応できない
- 預貯金の引出し等に行えない

令和5年度

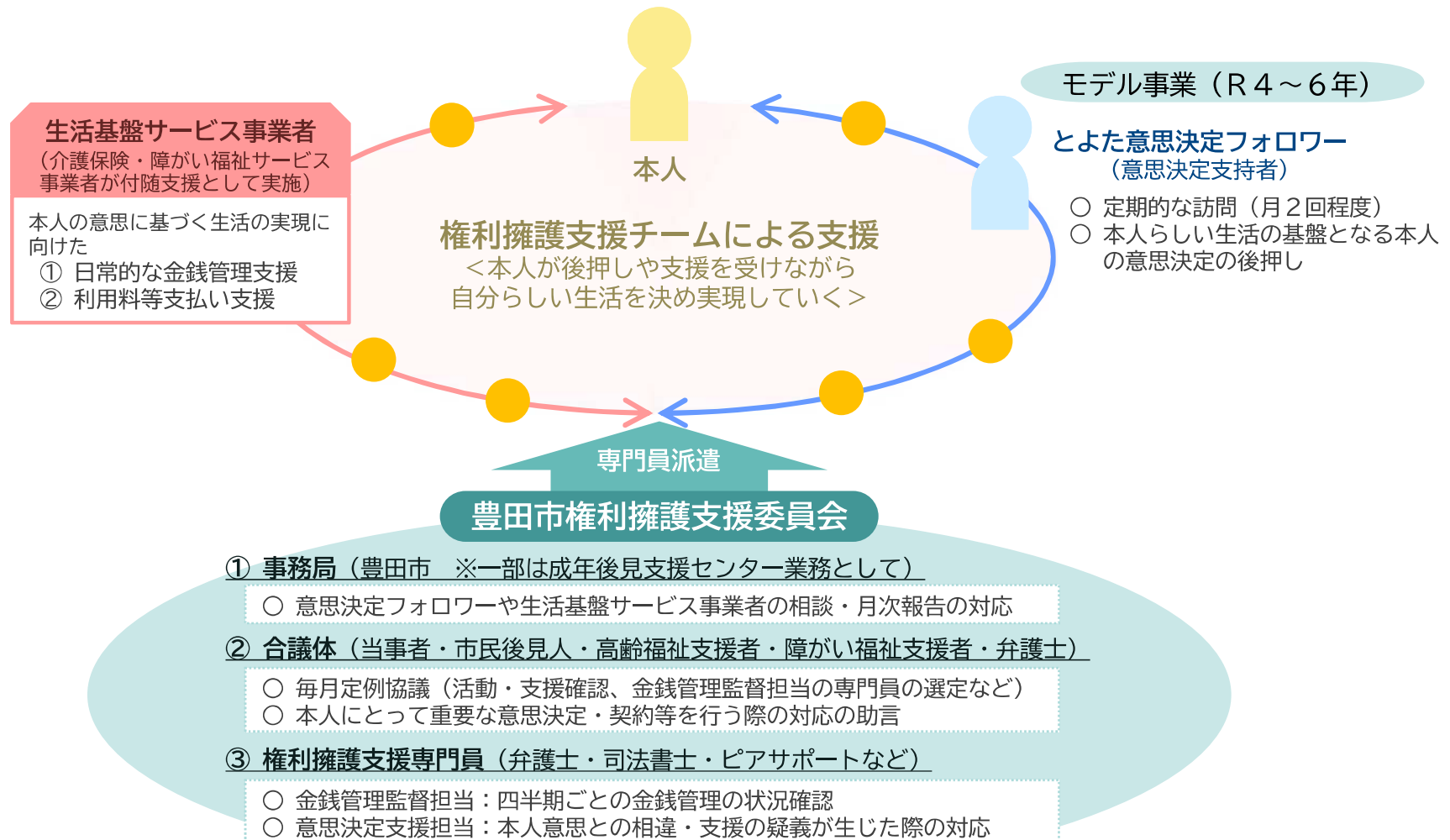
身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集＜救急搬送編＞作成

令和6年度

身寄りを頼ることができない方に対する支援のレシピ集＜死後事務編＞作成

【重点取組②③】 豊田市地域生活意思決定支援事業の実践について

- 豊田市では、増大・多様化する権利擁護支援ニーズに対し、これまで家族や成年後見制度等に求められてきた「①金銭管理・②意思決定支援・③活動支援と適切な支援の確認・監督」を活動・支援の性質ごとに分解した上で、多様な主体がそれぞれの特性を活かして各活動・支援を分担し連携する仕組み（＝豊田市地域生活意思決定支援事業）を試行。



豊田市：①事業の実施（フォローの委嘱・事業者の指定・委員会の設置・仕組み運用など）、②市長申立ての実施など権利侵害からの回復支援

※参考 令和6年12月末時点のモデルケース分類

【開始時期】	生活基盤サービス事業者	年齢	障がい等			居所の状況		環境変化あり	後見制度利用あり
			高齢者	知的障がい	精神障がい	在宅	施設等		
ケース① 【R4.12～】	特別養護老人ホーム	70代	○				○		
ケース② 【R4.12～】	本人が元々利用していたグループホーム	50代		○		○		○ グループホームから一人暮らしへの移行	
ケース③ 【R6.1～】	特別養護老人ホーム	80代	○				○	○ 在宅から施設入所への移行	
ケース④ 【R6.9～】	生活介護	60代	○	○		○		○ 障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行	○ 保佐人
ケース⑤ 【R6.1～】	小規模多機能型居宅介護	70代	○		○	○			○ 後見人
ケース⑥ 【R6.3～】	グループホーム	30代		○			○		○ 親族後見人
ケース⑦ 【R6.6～】	小規模多機能型居宅介護	40代		○			○		○ 親族保佐人 専門職保佐人

令和6年12月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理

	ケース①：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース②：グループホームから1人暮らしへの移行後も障がいサービス事業所が金銭管理支援に関わるケース
本人の概要・支援体制	特別養護老人ホーム (日常的な金銭管理支援) 社協 (通帳・印鑑保管) 70代女性・入所要介護5 フォロワー (市民後見講座) 生活保護	障がいサービス事業所 (日常的な金銭管理支援) (通帳・印鑑保管) 50代女性・在宅知的障がい(療育B)障がい支援区分2 フォロワー (市民後見講座) 移動支援 相談支援専門員 ヘルパー
事業導入のきっかけ	○ 収入が少なく本人の自由になるお金が少ない方。本人も自由になるお金が少ないことを自覚しており、ほしいものなどがあっても遠慮してしまい自分からの意思表示は難しい状況。事業を利用することで本人の意思を知ることができるとよいと思い利用に至った。	○ グループホームから1人暮らしとなることが決まっていた方。自立度は高かったが環境の変化により本人がストレスを抱えるのではないかと考えられた。本事業を利用することで支援者でない立場の人が話を聞いてくれることで本人の負担軽減等になるのではないかと考え事業利用に至った。
経過概要	○ 「お団子が好きで食べたい」との会話をし、その後フォロワーが後押しすることで、本人が事業者へ「お団子を食べたい」と伝えることができた。 ○ はじめはお祭りを見に行くのを諦めていた本人が、フォロワーと買い物の外出を経験することで、「お祭りに行きたい」と事業者伝えることができた。 ○ 翌年のお祭りの時期には、即、事業者へ思いを伝えることができた。	○ 以前から頭痛に悩んでいた本人が、フォロワーと悩みを共有して、フォロワーが後押しをすることで、本人が手術することを医師に伝えることができた。 ○ 事業者への思いを、本人(フォロワー同席)、事業者、施設長との話し合いの中で、事業者へ直接伝えることができた。友人との関係に悩んだときは自ら友人に伝えることができた。(フォロワー同席なし) ○ 意思決定ができるようになりフォロワー活動としては一旦終了を検討中。
事業導入での変化	○ フォロワー訪問がきっかけであるという自覚は持てないまでも、意思を伝えることをあきらめていた本人が支援者(事業者)に意思を伝えることができるようになった。	○ 自分の思いを他者に伝えることができるようになり、本人の自信につながった。自分自身のことを自分で決めることができるようになった。事業終了を考える対象者の整理。
成果	○ 介護サービス相談員(2カ月に1回程度の訪問)では難しく、本事業(1ヶ月に2回訪問)であったことで得られた成果だと考えられる。○ 記憶力の低下がある人であっても一定の効果がある。	○ 事業利用終了後の本人の見守り(コミュニティフレンド)継続。

令和6年12月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理

	ケース③：身寄りなし高齢者の入所調整ケース	ケース④：「障がいから介護保険サービス移行問題」への対応＋保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制		
事業導入のきっかけ	○ 夫との2人暮らしであったが、夫が自宅で急死。本人も弱った状況であった。判断能力が不安定であった本人へ事業者、行政が立ち合い、丁寧な説明を実施したことで本人の理解が得られ、介護保険サービス契約を開始。 ○ 遠慮がちな性格に加え環境の変化もあり他者に意思を伝えることが難かった。本人らしい生活ができるよう本事業の利用に至った。	○ 65歳となり介護保険サービスに移行するという説明を受けた際、本人は今の障がいサービスを利用し続けたいとの気持ちを周囲へ伝えることができなかった。のちに障がいサービス事業所へは気持ちを伝えたが、支援者ではない立場の人に気持ちを伝えることができるとよいのではないかとわれ、本事業利用に至った。
経過概要	○ 長野に行きたいことや、お墓参りの話題など何気ない話をするようになったところで、入退院を繰り返してしまい、フォロワーとの関係が築きにくい。	○ フォロワーの受け入れよく会話はされている。
事業導入での変化	○ 病状の不安定さがあることで意思表出ができるまでに時間がかかったが、少しずつ意思表出ができるようになった。	○ 大きな変化なし。
成果	○ 病状が不安定であったためなかなか面会できなかったことと本人の記憶力の低下があったことでフォロワーとの関係性を築くまでに時間がかかったが、病状が安定しフォロワーとの面会が継続できれば、ケース①同様の成果が得られる期待があった。	○ 現状までのところ大きな変化なし。

令和6年12月末時点のモデルケースの進捗と課題の整理

	ケース⑤：本人の希望に基づく生活の充実検討 + 成年後見人の役割検討ケース	ケース⑥：将来身寄りを頼ることができなくなる 「親亡き後」への準備検討ケース
本人の概要・支援体制	小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) 70代女性・在宅 統合失調症 要介護3 後見人 (通帳・印鑑保管) フォロワー (講座修了生) ケアマネ 訪問診療	グループホーム (日常的な金銭管理支援) 30代男性・グループホーム 知的障がい(療育A) 障がい支援区分6 生活介護 フォロワー (講座修了生) 相談支援専門員 親(後見人) (通帳・印鑑保管)
事業導入のきっかけ	○ ゴミ出しもせず不衛生な環境・身なりで生活をしていた人。これまで一般的に必要なことであっても本人は受け入れることができていなかった。本人の価値観を尊重することができるよう本事業の利用に至った。	○ 現在は、親が生活用品を購入し届けている。親が元気なうちから、意思決定フォロワーが関わることで、これまで親が確認してきた本人の希望や価値、選好などを引き継ぐことができることを期待。親の意向により本事業利用に至った。
経過概要	○ 現在は、金銭管理を成年後見人、生活全般の支援を小規模多機能型居宅介護を利用して、在宅で生活している。 ○ お金の使い道にこだわりがあり、栄養バランスの高い配食サービスや夏季や冬季に冷暖房設備がある施設へのショートステイを勧めるが、「お金がかかるからいらない」と言って拒否。また、新しいものは受け入れられない性格で、自宅に布団は無く、お気に入りの介護用品以外は使わない。 ○ 令和6年1月フォロワー面談開始するが、3月頃からは本人の拒絶が見られていた。	○ 現在は、グループホームに入居し、日中は同社会福祉法人が経営する生活介護を利用して過ごしている。 ○ ジュースやお菓子を買うためのお小遣いは、社会福祉法人に預けている。 ○ 一方で、歯ブラシ・歯磨き粉、髭剃り、下着、靴下、洋服などの生活用品は、不足が生じた場合、グループホームから親に連絡が入り、親が購入したりして届けている。
事業導入での変化	○ 一部不適切と思われるケアが見受けられたが、関係性の乱用への牽制ができていた。 ○ 拒絶的な本人であるが、赤の事業所とは異なるフォロワーの存在を少しずつ受け入れ始めていた。	○ フォロワーの存在を認識し、名前を呼ぶまでになった。
成果	○ もともと赤の事業所であっても積極的な関わりが持てていなかったケースであったため、フォロワーとの関係性の構築に時間を要することが分かった。時間はかかりながらも本人が徐々に受け入れていくことが分かった。	○ 言語による意思表示が難しい場合、関係構築に時間を要することが想定されたが言語によるコミュニケーションが難しいと考えられる人であってもフォロワーとの関係を築くことができる。

	ケース⑦：本人の希望に基づく生活の充実検討＋保佐人の役割検討ケース
本人の概要・支援体制	 小規模多機能型居宅介護 (日常的な金銭管理支援) フォロー (講座修了生) 40代男性・在宅 身体障がい・知的障がい(療育C) 要介護5(2号認定) 保佐人 (通帳・印鑑保管) 叔父 (保佐人)
事業導入のきっかけ	○ これまで一緒に暮らしていた兄と別々で暮らすことになり、本人の意欲の低下が見られたことや、本人のお金の使い道や住まいなどこの先を自分で考えていくことができるよう、本事業の利用に至った。
経過概要	○ 父と兄(療育B)で自宅で3人暮らしであったが、父の他界により相続が発生し、成年後見制度(保佐・司法書士と叔父の複数受任)を利用。 ○ その後、兄と2人暮らしであったが、自宅で弱った状況であったため、ショートステイで安定を図ることに。 ○ 現在、体調は回復したが、日常生活全般に介助が必要なことから、ショートステイを継続し、小規模多機能居宅介護で日常生活全般を支援。
事業導入での変化	○ 本人の意思をフォロワーに伝えることができつつある。具体的には「携帯電話が欲しい。」など。
成果	○ 令和6年6月からフォロワー活動開始。早い段階での意思表示が見られている。介護保険サービス利用のケースではあるが、若年であり言語による意思表示が可能であることから、フォロワーによる丁寧な聞き取りが成果につながると考えられる。



取組から考えられること

(よかった点)

- 本人との関係性を築くまでの時間と本人の抱える障がいや疾患と関係があると思われるが、それであっても2回／月程度の面談と1年程度の期間があれば関係性の構築・意思表示が可能となることが分かった。
- フォロワー養成講座等を通して市民の意思決定意識の向上が図れた。また実際にフォロワー活動に携わった市民からは自身のやりがいや、つながり合いの場ともなっていた。

(課題と思われること)

- ことばによるコミュニケーションを苦手とするケースも多いことから、ことばだけではない意思表示の受け止めを求められることもあった。フォロワーに、ことば以外（表情や動作など）の意思表示について知ってもらう機会がもてるとよい。
- 世話をする人される人という立場の違いがあるとなかなか言い出せない本人の思いがあるということを、事業所の理解が進むようにしていく必要がある。意思決定支援の意識の浸透が必要。
- フォロワーシステムでなくとも類似サービスにおいても意思表示ができていない人がいるかもしれない点について検討できるとよかった。
- 金融機関からの金銭の引き出しは代理権がない場合は難しい。
- もともと日常的な金銭管理を行っていた事業者以外に新たに取り組んでもらえた事業所はなかった。

次年度の取組

○意思決定支援の意識を浸透

障がいサービス事業者・介護サービス事業者・市役所・社会福祉協議会、類似事業：傾聴ボランティア、お元気ですかボランティア、介護サービス相談員においても類似事業においても意思決定支援の理解啓発が進めていく。

○意思決定フォロワーのフォローアップ

ことば以外（表情や動作など）の意思表示を受け止めるスキルを含めフォローアップ研修の実施

○社会的障壁が考えられる困窮ケースについて、精神上的の障がい等がなくとも意思表示ができなくなっていると考えられるケースについて検討をしていく。——（仮）身寄り事業へ引き継ぎ

【重点取組③】意思決定支援の普及の取組

- 令和5年度同様に、各分野において、多職種向けに意思決定支援に関する研修を実施した。
- 研修の内容は、意思決定支援等に係る各種ガイドラインの紹介や意思決定支援に関する事例検討、意思決定支援で意識することなど多様であり、主催者が工夫をしながら意思決定支援の普及を図っている。

キャラバン・メイトフォローアップ研修（高齢福祉課）

- ①高齢福祉課
- ②令和6年7月23日
- ③豊田市を活動地域とするキャラバン・メイト
- ④認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ⑤29人

多職種合同研修会（地域包括ケア企画課）

- ①豊田加茂医師会
- ②令和6年9月14日
- ③医療関係者、福祉関係者、行政
- ④豊田市・みよし市医療圏の認知症の人を支える体制、認知症の人の意思決定を支援するプロセス（認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン等）、事例検討 ※内容は毎年変更
- ⑤67人

北部ブロック研修（障がい福祉課）

- ①豊田市地域自立支援協議会
- ②令和7年1月16日(木)
令和7年2月26日(水)
令和7年3月12日(水)
- ③障がい福祉に関わる支援者等
- ④本人主体から見ていく意思決定支援(基礎・日常・実践)
- ⑤7人



関係機関向け研修、市民後見人フォローアップ研修（よりそい支援課）

- ①豊田市成年後見支援センター
- ②令和6年11月29日ほか
- ③福祉関係者、医療関係者、市民後見人バンク登録者
- ④成年後見制度と権利擁護の知識(意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン、事例紹介等)
- ⑤延べ193人

①主催者 ②日にち ③対象者 ④内容 ⑤参加人数

- 令和6年度は、昨年度から継続して消費生活センター職員に対して、「福祉・権利擁護支援」に関する研修を開催。よりよい支援課や支援関係機関の役割を共有するなど、福祉・権利擁護に関する知識の向上を図り、支援関係機関との連携強化の推進に努めた。
- 今後も、更なる連携強化を進めるため、相談受付シート・つなぎフローの整理等に向けた作業を実施する見込み。

○ 令和6年度の取組実績

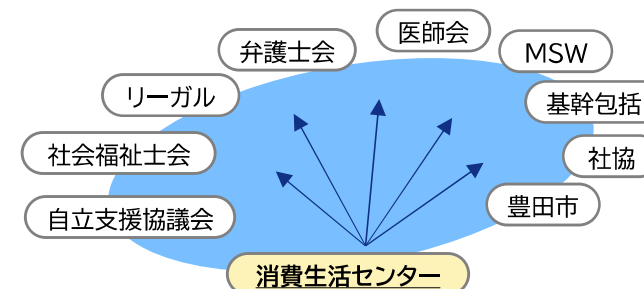
① 「福祉・権利擁護支援」に関する研修の開催

- ・ 日 程：令和6年10月8日（火）午前11時～12時（講話50分＋質疑10分）
- ・ 講 師：よりよい支援課
- ・ 内 容：よりよい支援課の業務、福祉・権利擁護に係る支援機関の役割について
- ・ 参加者：消費生活センター相談員 8名
- ・ 受講者からの質問：地域包括支援センターや生活保護担当等との連携する際の相談者への対応方法を更に具体的に知りたい。
→ 今後、研修会の内容やつなぎフロー等の整理に反映予定



② 相談受付シート・つなぎフローの作成（見込み）

- ・ 目 的：相談を受付シートの統一した項目で聞き取り、つなぎフローに従って適切な支援機関や相談先に繋げる
- ・ 今後の予定：相談受付や関係機関につなぐために必要な聞き取り項目を整理する。
→ 令和7年3月頃までに整理予定



【重点取組⑤】送付先変更に係る手続き事務のスマート化について (令和6年度実績見込み)

- 全庁の動きとしては、引き続きデジタル化推進本部会議傘下に設置した窓口改革ワーキンググループにて、「行かない・書かない・待たない窓口」(スマート窓口)の実現に向けて検討している。
- その中で、よりそい支援課主導で税関係を除く庁内7課と連携し、統一の後見人専用送付先変更届様式を作成した。このことにより、成年後見人等によるワンストップの送付先変更が可能となった。

関係する手続き及び関係課

手続き	課名
国民健康保険料に関すること	国保年金課
健康診査等に関すること	健康政策課
予防接種券に関すること	感染症予防課
特定医療に関すること	保健支援課
介護保険に関すること	介護保険課
後期高齢者医療に関すること	福祉医療課
障がい者健康福祉事業に関すること	障がい福祉課

申請について

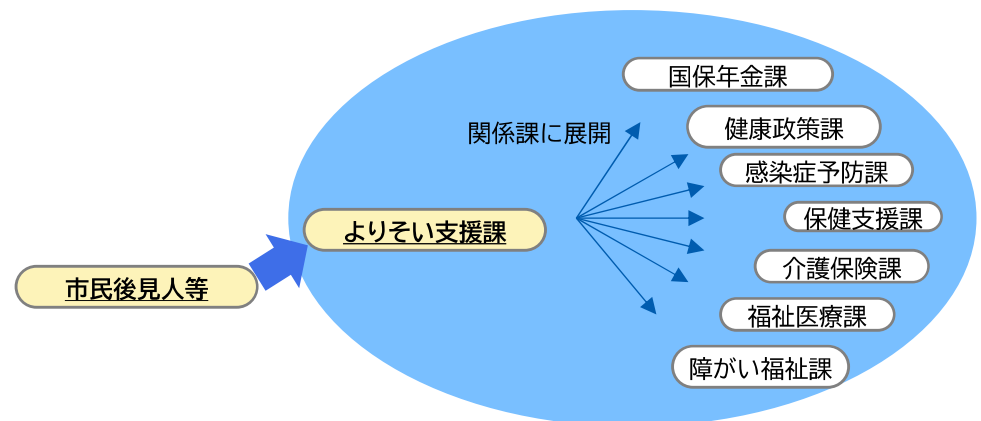
【開始日】

令和7年1月20日(月)

【手続きの流れ】

- ①別添の様式の届出書については、よりそい支援課が窓口となり、申請を受け付ける。
- ②よりそい支援課から、申請のあった各関係課に情報を共有する。
- ③各課が情報をもとに、被後見人等の送付先変更の事務を行う。

※廃止や問い合わせについては直接関係課に連絡



【重点取組⑥】高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり (豊田市専門フェロー 福祉支援担当の活用)



- 重層的支援体制や高齢者・障がい者虐待などにおける支援の調整を効果的に実施する観点から、民間ノウハウを庁内に取り込むことを趣旨として、ソーシャルインパクト採用等により令和6年11月に民間の副業人材である専門フェローを登用した。
- このうち、福祉支援担当の専門フェローについては、愛知県社会福祉士会とも連携しながら有資格者を配置し、虐待対応のコアメンバー会議や支援会議等に同席するなど、客観的かつ専門的な立場から対応方針の判断に関わってもらう仕組みを整えた。

支援困難なケースに対して、第三者的な助言等を行う **福祉支援担当の専門フェロー**

役割

▽ 支援方法や、関係機関との連携・調整に対する客観的・具体的な助言

1 よりそい支援課への多機関協働支援

- (1) 重層的支援会議や支援会議、**虐待コアメンバー会議への参加及び客観的・具体的な助言**
- (2) よりそい支援課ケースの進捗管理、助言

2 重層関係課・機関への多機関協働支援

- (1) 重層的支援会議等への参加及び客観的・具体的な助言
- (2) 支援会議の開催支援
- (3) スキル等の向上を目的とした定期的な勉強会の開催
- (4) オンライン相談

【令和6年度の実績見込み（R7.1月末時点）】

- ① 支援会議、虐待コアメンバー会議への参加及び具体的助言 8回
- ② 専門職からの相談へのオンライン助言
ZOOMを使用し、関係機関からのケース対応相談に対して助言
- ③ 勉強会（月1回）開催
12月24日(火) テーマ『精神保健福祉対応の基本』 20名参加
1月14日(火) テーマ『高齢者虐待の対応』 30名参加
2月 5日(水) テーマ『事例検討・連携のための、まとめ力を高めよう！』
3月 5日(水) テーマ『依存症と共依存の方への対応』
- ④ 高齢者虐待の対応体制の見直しに関する助言
助言をもとに、虐待対応フローやマニュアルの見直しを実施

【令和7年度の取組予定】

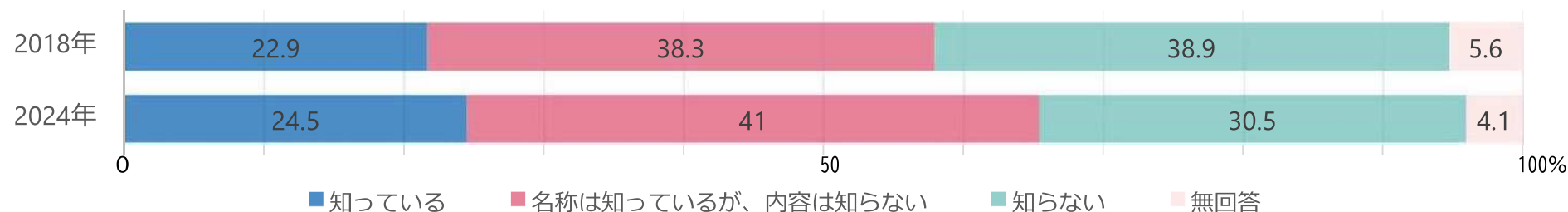
- ①～②【継続】令和6年度の取組を継続実施
- ③【拡充】実際の事例を持ち寄り、事例検討を実施する等により、勉強会を充実
- ④【新規】ケース進捗管理の仕組み化（予定）
→毎週固定した曜日に、ケース進捗報告・相談をフェローに行うことで、これまで十分でなかった進捗管理を仕組み化予定

成年後見制度に関するアンケート調査結果について

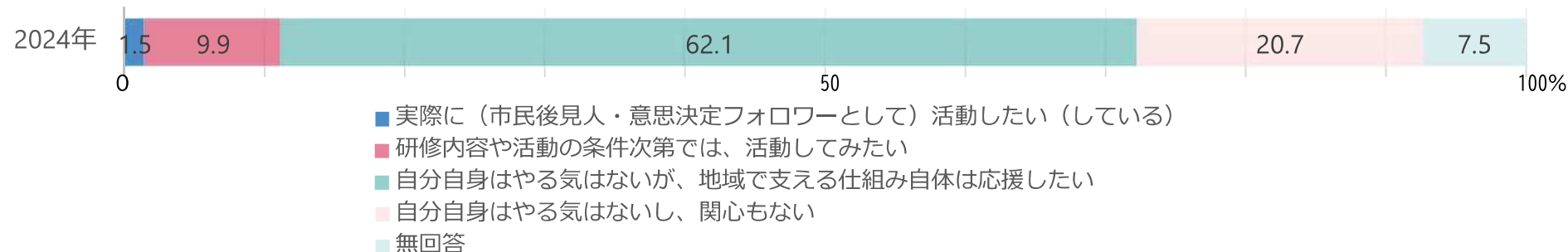
成年後見制度に関するアンケート調査結果（速報値）について

- 令和6年度では、第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けて市民アンケートを実施し、成年後見制度に関して、以下の調査を行った。
- 成年後見制度の認知度は2018年と比較して高まってはいるが、権利擁護支援に関わる活動の関心度の低いことや「意思が大切にされている」と感じていない市民が一定数いる結果となった。

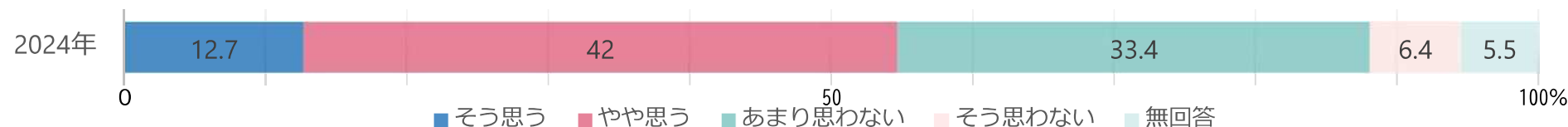
①あなたは、成年後見制度を知っていますか。



②権利擁護支援に関わる活動に関心がありますか。



③あなたは、豊田市が「病気や障がいがあることや、ことばの違いがあっても、誰もが自分の意思を大切にされている」まちだと思いませんか。



令和7年度豊田市成年後見支援センター事業計画(案)について

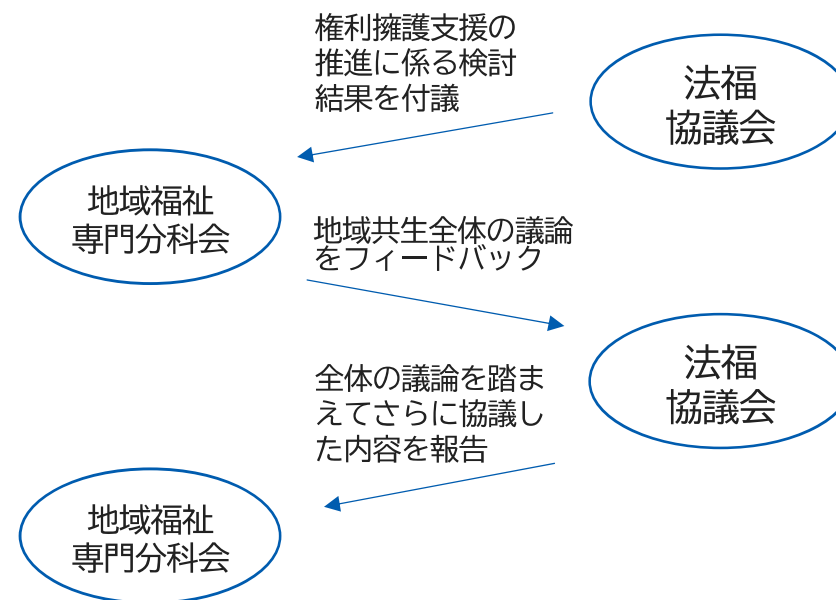
令和7年度の協議会について

- 令和7年度は第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた合同会議に合わせて、計画に盛り込む権利擁護支援に関する内容等について協議を行う。

令和7年度の予定について

【今後の予定】※今後調整予定

- 令和7年3月 地域福祉専門分科会（合同会議）
- 7月 令和7年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第1回会議
- 7月 地域福祉専門分科会（合同会議）
- 10月 令和7年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第2回会議
- 10月 地域福祉専門分科会（合同会議）
- 令和8年2月 令和7年度豊田市成年後見・法福連携推進協議会
第3回会議
- 2月 地域福祉専門分科会（合同会議）
- 4月 第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定



令和7年度とよた市民後見人養成講座 カリキュラム（案）
【権利擁護推進シンポジウム・とよた市民後見人養成講座事前説明会】

別紙1

（令和7年5月24日）13：30～16：30

講 座	月	日	時 間	科 目	講 師
事前説明会 ホール	5	24 (土)	13：30～13：40【10】	開会	豊田市福祉部 部長
			13：40～16：00【160】 ※途中10分休憩あり	権利擁護推進シンポジウム	
			16：00～16：30【30】	豊田市における権利擁護支援・意思決定支援の取組について とよた市民後見人養成講座について(本・市)	豊田市よりそい支援課職員 豊田市成年後見支援センター職員

【基礎課程】（令和7年7月19日～10月18日）13：00～16：30

（本：本人の意思と利益の尊重、市：市民としての生活の実現、生：生活等への変化の気づき、後：後見人としての自覚、公：公正な支援）

講 座	月	日	時 間	科 目	講 師
1日目 42-44 会議室	7	19 (土)	13：00～13：10【10】	開講式	豊田市社会福祉協議会 会長
			13：10～13：40【30】	オリエンテーション ①豊田市の市民後見活動の理念(本・市)	豊田市成年後見支援センター職員 豊田市よりそい支援課職員
			13：40～14：40【60】	②権利擁護と成年後見制度(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 弁護士
			14：50～16：20【90】	③本人の理解（認知症）(市・生)	認知症初期集中支援チーム チーム医
2日目 42-44 会議室	8	2 (土)	13：00～14：30【90】	④高齢者支援(本・生) ※事例検討含む	基幹包括支援センター職員
			14：40～16：10【90】	⑤障がい者総合支援法と本人の理解（知的障がい）(市・生)	社会福祉法人 無門福祉会 常務理事 阪田 征彦 氏
3日目 42-44 会議室	8	16 (土)	13：00～14：30【90】	⑥本人の理解（精神障がい）(市・生)	医療法人豊和会 南豊田病院 P S W 成瀬 智 氏
			14：40～16：10【90】	⑦対人支援の方法(生・後)	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 長岩 嘉文 氏
4日目 42-44 会議室	8	30 (土)	13：00～15：00【120】	⑧意思決定支援と在宅医療(本・後)	一般社団法人 豊田加茂医師会 会長 加藤 真二 氏
			15：10～16：10【60】	⑨介護保険制度(市・生)	社会福祉士 水谷 英次 氏
5日目 42-44 会議室	9	6 (土)	13：00～16：00【180】	⑩市民による意思決定支援の活動の実際(後・公)	とよた市民後見人 とよた意思決定フォロー
6日目 42-44 会議室	9	20 (土)	13：00～14：30【90】	⑪法律知識の基礎（民法）(後・公)	弁護士
			14：40～16：10【90】	⑫医療機関と公的医療保険制度(後・公)	JA 愛知厚生連 豊田厚生病院 MSW 杉村 龍也 氏
7日目 42-44 会議室	10	18 (土)	13：00～14：30【90】	⑬本人を支える権利擁護支援の仕組み(後・公)	司法書士 前田 裕之 氏
			14：40～15：40【60】	豊田市社会福祉協議会の取組(後・公)	豊田市社会福祉協議会職員
			15：40～16：00【20】	実務課程の説明	豊田市成年後見支援センター職員

【実務課程】（令和7年11月1日～12月20日）13：00～16：30

講 座	月	日	時 間	科 目	講 師
1日目 42-44 会議室	11	1 (土)	13：00～13：30【30】	⑭豊田市役所 福祉部の話(生・公)	豊田市よりそい支援課職員
			13：30～16：00【150】	⑮グループワーク・発表(後・公) 「後見人等の役割を考えよう①」	トヨタ自動車株式会社 トヨタ記念病院 MSW 河合 由美 氏
2日目 42-44 会議室	11	8 (土)	13：00～16：00【180】	⑯グループワーク・発表(本・後) 「後見人等の役割を考えよう②」	同上
3日目 42-44 会議室	11	29 (土)	13：00～16：00【180】	⑰とよた市民後見人の実務1(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 司法書士 社会福祉士 豊田市成年後見支援センター職員
4日目 42-44 会議室	12	6 (土)	13：00～16：00【180】	⑱とよた市民後見人の実務2(後・公)	同上
5日目 42-44 会議室	12	未定	14：00～15：00【60】	⑲家庭裁判所の役割(後・公)	名古屋家庭裁判所 岡崎支部
6日目 42-44 会議室	12	20 (土)	13：00～16：00【180】	⑳とよた市民後見人の実務まとめ(後・公)	豊田市成年後見支援センターアドバイザー 豊田市成年後見支援センター職員
			16：00～16：20【20】	修了式	豊田市社会福祉協議会 会長

* 終了は16：30（実務講座5日目は15：30）。30分間は休憩や講座終了後の振り返りのグループワーク等に充てる。

書類送付先変更届（成年後見人等）

別紙2

申請日 令和 年 月 日

豊田市長 様

※後期高齢者医療においては、愛知県後期高齢者医療広域連合長宛とする。

下記のとおり送付先を変更してください。また、送付先の変更にあたり、以下のことを誓約します。

- ・内容に変更が生じた場合は、すみやかに届出をします。
- ・送付先変更後の住所に郵便物が届かなくなった、又は連絡が取れなくなった場合は、送付先の解除を了承します。

太線枠内①から④を記入してください。

①対象者 (被後見人)	※フリガナ 氏 名		電話番号	
	住 所	〒 ※住民票に記載されている住所を記入してください。		
	生年月日	(T・S・H・R) 年 月 日		

②申請者 (後見人)	※フリガナ 氏 名 ※法人後見の場合は 法人名		電話番号	
	住所	〒		
	生年月日	(T・S・H・R) 年 月 日		

③送付先	☐ 申請者と同じ			
	※フリガナ 受取人氏名		電話番号	
	住所	〒		

④送付先の変更を希望する項目（希望する項目に「☑」を記入してください。）

国民健康保険税	☐ 資格（資格確認書等） ☐ 納税通知書等（保険税決定・変更通知、給付済額のお知らせ、督促状催告書など）	
(国保年金課)	☐ 給付関係書類（高額医療費支給申請、医療費通知など） ※対象者が世帯主でない場合は、この様式で送付先変更することはできません。直接、国保年金課へお問い合わせください。	
健康診断 (健康政策課)	☐ 健康診査等書類	
予防接種券 (感染症予防課)	☐ 予防接種券関係書類 ※予防接種券については、申請者（後見人）と別の住所には送付先変更の設定はできません。	
特定医療 (保健支援課)	☐ 難病関係書類	
介護保険 (介護保険課)	☐ 資格・認定（被保険者証、認定結果通知、更新申請のお知らせなどの認定申請に関する書類） ☐ 賦課・収納（納入通知書、特別徴収通知など保険料に関する書類） ☐ 給付（負担割合証、支給決定通知、給付通知など給付に関する書類）	
後期高齢者医療 (福祉医療課)	愛知県後期高齢者医療広域連合（保険者番号 39232111）に加入中の方のみ、この様式で送付先変更ができます。 ☐ 資格（資格確認書等） ☐ 賦課・収納（保険料徴収に関する書類） ☐ 給付（高額療養費・療養費に関する書類） 被保険者番号	
福祉医療 (福祉医療課)	福祉医療費受給者証をお持ちの方のみ、この様式で送付先変更ができます。 ☐ 福祉医療費受給者証等	
障がい者保健福祉 (障がい福祉課)	☐ 障がい者手帳に関する通知等	

※ 申請書が提出されますと送付先変更は速やかに反映され、適用日を指定することはできません。

処理欄（【対象者の個人コード】

----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

）

申請者の 身分確認書類 ※法人の場合は提出不 要	1点 確認	☐ 運転免許証 ☐ マイナンバーカード ☐ その他（ ）		
	2点 確認	☐ 健康保険被保険者証 ☐ 健康保険資格確認書 ☐ 年金証書 ☐ 介護保険被保険者証 ☐ 雇用保険受給資格証明書 ☐ その他（ ） ※その他については、名前と生年月日又は住所の明記があるもの		
確認書類	必須	☐ 登記事項証明書等 ☐ 代理行為目録（保佐人又は補助人の場合のみ） ※登記事項証明書がない場合は、審判書及び審判確定書でも可		
受付担当者	課名	よりそい支援課	担当者名	

(☐コピー ☐TEL入力 ☐リスト入力等)

令和7年度豊田市成年後見支援センター事業計画書

下線：変更事項
太字：重点的に取り組む事項

業務名	目指す姿	目標	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	取組ポイント
1 相談支援業務	①相談に対し、適切に対応できる体制が構築されている ②早期から権利擁護支援の検討や必要性の見極めができる環境が整っている	センターを通じ、新規で成年後見制度に関する相談ができた市民の実人数(250名/年)	後見センターカンファレンス(毎日)			市・センターミーティング(毎週)			国研修						毎朝のカンファレンスにて情報共有し、センター職員谁也が対応できる体制を構築する。
			定例会における全案件の進捗確認(月1回)												関係機関とのケース会議に積極的に参加し、本人にとって適切な権利擁護支援につながるよう中核機関としての役割を強化する。
			センターにつなげるケースの目安の活用												
			関係機関と連携した相談支援や適切な事前事務管理、申立検討時におけるケース会議の開催等												
2 チーム形成支援業務	制度が必要な市民をキャッチし、利用まで繋げられる環境が整っている	申立書類作成支援件数(100件/年)	申立書類作成支援(適宜)												支所、CSWと協力しながら、関係機関と連携を深め、権利擁護支援チームの機能強化を図る。
3 チーム自立支援業務	①本人と後見人等が孤立せず、チームを構築できている ②後見人等の相談窓口としての認知度が向上している	受任調整をした案件のチーム会議開催率(100%)	チーム会議の開催(適宜)												専門職後見人に受任1年後を目安にアンケートによるモニタリングを行い、後見人支援の充実を図る。
			後見人等からの相談件数(50件/年)			後見人等からの相談に対する支援(適宜)、リーガルサポートやばあとなとの勉強会における相談への対応									ホームページ等を活用して親族後見人へ専門職相談会を周知する。
			親族後見人等にむけた、弁護士・司法書士による専門職相談会の実施(月2回)及び継続的な支援												ホームページやSNSを活用して制度の周知や講座の情報発信を行う。
			出前講座の開催(適宜)									市民講座の開催			
4 啓発・広報関係業務	①制度に関する市民の認知度が向上している ②関係機関の理解が深化し、協働できる関係性の構築ができている	出前講座の開催(20回/年) 市民講座の開催(1回/年)	出前講座の開催(適宜)												「権利擁護につなげるケースの目安」を活用し成年後見制度の基礎知識を身に付けられる研修を行う。関係機関向け研修や専門職との交流会を継続的に開催し、更なる連携強化を図る。
			リーガルサポート(月1回)、ばあとなあとの勉強会(年4回)												
			社協内権利擁護研修 専門職との交流会 金融機関向け講座 関係機関向け研修						関係機関向け研修						
			センターだより発行 社協ホームページにて受任状況や運営情報について公開												
5 担い手確保・育成関係業務	①とよた市民後見人が受任し活躍している ②権利擁護の担い手が増えている ③複合的な課題を持つ市民でも、制度を活用し権利が守られる体制が整備されている	市民後見人の受任者数(12件/年) とよた市民後見人養成講座の受講者数(30名) 法人後見受任件数(新規20件/年)	受任調整会議、追加選任申立						フォローアップ研修			フォローアップ研修			本人の状況に応じた市民後見人の適切な受任体制を整備する。市民後見人が活動するうえで困ることがないようにバックアップを充実させる。
			広報活動 権利擁護推進 市民向けシンポジウム 事前説明会			第6期とよた市民後見人養成講座						バンク登録面接、バンク登録、バンク登録説明会			昨年度に引き続き事前説明会を市民向けシンポジウムとして開催。多くの市民の方に興味を持ってもらえるよう幅広く広報活動を行う。
						法人後見団体との連携									法人後見実施団体との更なる連携強化を図る。
			定例会における、法人後見の適切な受任(月1回) 報酬付与申立の実施(適宜) 市民後見人との連携(複数受任、監督人)												身上保護を中心としたきめ細やかな支援を行う。 市民後見人との協働(複数後見・監督人)。
6 体制整備関係業務	上記業務を含め、制度利用促進を進めるうえで基盤となる体制が整備されている	定例会の開催(12回/年) 協議会事務局(3回/年)	定例会の開催(月1回)						協議会の運営			協議会の運営			社協独自の「身寄りのない方への支援事業(仮称)」を段階的に実施する。他の既存事業も活用し、身寄りのない市民が安心して入院、入所できるよう支援のコーディネートを行う。社協権利擁護事業の安定的な実施のため、権利擁護基金についての広報活動を積極的に行う。
			協議会の運営			緊急入院時等支援コーディネート体制構築・整備			協議会の運営						次期成年後見制度利用促進計画を策定する。
			身寄りのない方への支援事業(仮称)を段階的に実施、ホームページや広報による			権利擁護基金についての啓発活動			次期計画の策定						
						西三河後見ネットワーク会議			名古屋家裁主催連絡会			西三河後見ネットワーク会議			次年度に向けた体制検討・整備